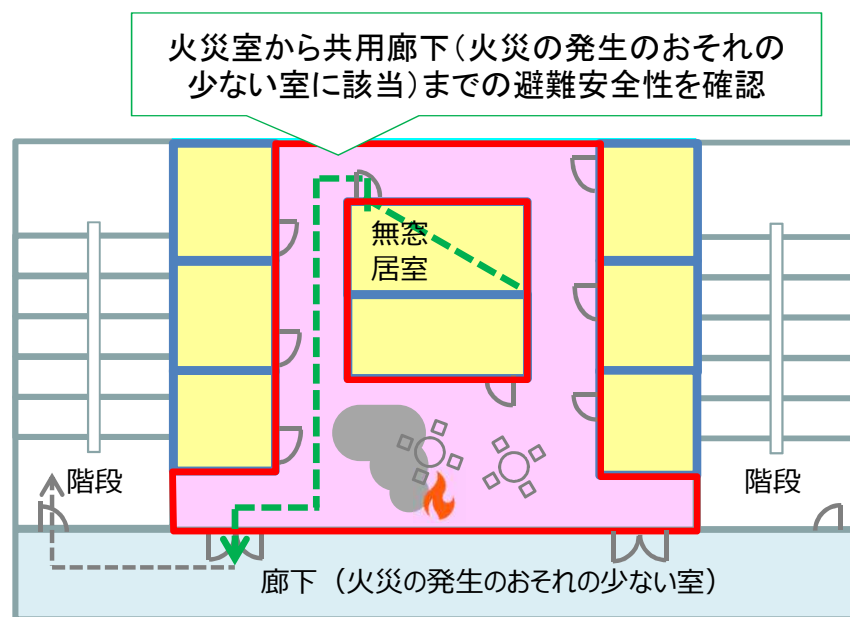


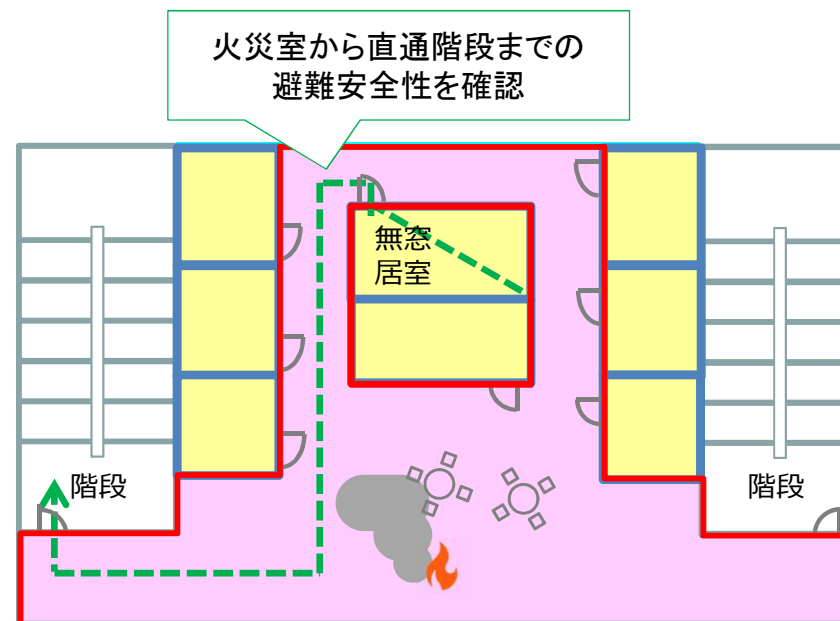
(令和5年国土交通省告示第208号第4号、令和2年国土交通省告示第249号第2号二関連)

- 令第120条第1項及び令第111条第1項に係る合理化の対象となる無窓居室は、当該無窓居室から直通階段に通ずる避難経路部分(廊下その他の避難の用に供する部分)の全体が火災の発生のおそれの少ない室(平成12年建設省告示第1440号)に該当するものであることを原則とする。
- 避難経路部分が火災の発生のおそれの少ない室に該当しない場合(当該部分の一部を居室利用する場合等)は、当該部分が出火室となった場合も、当該部分(及び当該部分を通らなければ避難できない部分)の在館者が出火室の外まで安全に避難できることを、避難安全検証法(煙高さ判定法)に準じた計算方法により検証する。  
(※避難時間判定法による検証は対象外)
- 検証の対象となる部分は不燃材料の壁及び戸(遮煙性能のあるもの)で区画されたものとする。

例1:  
無窓居室から直通階段に通ずる廊下等が  
火災の発生のおそれの少ない室に該当する共用廊下を含む場合



例2:  
無窓居室から直通階段に通ずる廊下等を一体的空間とする場合



- 避難経路のうち火災室となることが想定される部分 ※不燃材料の壁及び戸(遮煙性能あり)で他の部分と区画
- 火災室を通らなければ避難できない建築物の部分(当該部分の在館者も含めた避難安全性の検証を実施)